

18 監 第 235 号
平成18年 8月24日

物価変動等に伴う請負代金額の変更(増額変更)について

物価変動等に伴う請負代金額の変更については、長崎県建設工事標準請負契約第25条(以下、「スライド条項」という。)に従い各発注者が決めるものとなっており、「物価変動等に伴う請負代金額の変更について」(平成12年11監第524号)により減額となる場合の運用を定めたところであるが、今回、増額となる場合の取り扱いについて別添「増額となる場合の契約書第25条(スライド条項)の運用について」を定めたので、取扱いに遺憾なきを期せられたい。

増額となる場合の契約書第25条(スライド条項)の運用について

1 用語の定義

- (1) 請求日 :スライド変更の可能性があるため、協議を申し込まれた日。
請負契約締結の日(又は直前のスライド基準日)から12月を経過した後の日であること。
- (2) 基準日 :スライド変更のため出来形を確認した日。
賃金水準、物価水準変動後単価の基準となる日。
請求日から14日以内。
- (3) 残工事 :スライド基準日以降の工事。

2 適用対象工事

- (1) 請負締結の日(又は直前のスライド基準日)から12月を経過した工事であること。
[契約書第25条第1項]
- (2) 残工事の工期がスライド基準日から2月以上あること。
- (3) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、30 / 1,000以上変化していると予想されること。
- (4) 物価変動後の積算額が請負代金額以上となっていること。

3 スライド額の算定

- (1) 請負者と協議するためのスライド額は、次式により算定する。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 15 / 1,000)] \quad (\text{但し、} P1 < P2)$$

S :スライド額

P1 :請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P2 :変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

($P = a \times Z$ 、 a :落札率、 Z :積算額)

- (2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛りの変更については考慮するものではない。
- (3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果15 / 1,000以上のスライド額となる場合は、

15 / 1,000を越える額をスライド額とする。

4 基準日の設定

(1) 乙は、請負契約締結の日(又はスライド基準日)から12月を経過した工事のうち、スライド変更の必要性があると判断される工事について協議開始を申し入れる。

(請求日)

(2) 甲は、乙の請求に基づきスライドの適否を判断し、適用と判断した場合は、請求日から14日以内に工事の出来高確認を行い、基準日とする。

[契約書第25条第3項]

5 残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来形確認を行うものとする。

(2) 変更契約を行っていないが、先行指示されている設計量についても、スライドの対象とする。

(3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。

6 変更契約

スライドの契約変更は、精算変更時点で行うことができる。